

豊橋市未来応援奨学金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、優れた得意分野を持つ学生であって、学費の支弁が困難な者に対して、大学、短期大学又は専修学校専門課程（以下「大学等」という。）における学業に必要な資金（以下「奨学金」という。）を支給することにより、教育の機会均等を図り、もって有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

(奨学金の支給)

第2条 市長は、この要綱の定めるところにより奨学金を支給するものとする。

(奨学金の支給要件)

第3条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 経済的理由により修学困難な者
- (2) 本市に1年以上居住する者の子及びこれに準ずる者
- (3) 豊橋市内の高等学校又は専修学校（以下「高校等」という。）を卒業した者で、第6条第1項に規定する奨学金の申請時に現に大学等に在学しておらず、かつ、卒業後2年を経過していない者
- (4) 学習意欲があり、学力、芸術等に優れている者

(奨学金の額)

第4条 奨学金の支給額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	支給額
学費が年間130万円未満	月額2万5千円
学費が年間130万円以上	月額2万5千円に加え年間10万円

(奨学金の支給)

第5条 奨学金の支給期間は、奨学金の支給を開始したときから奨学生が現に在学する大学等の正規の修業年限を修了するときまでとする。

2 奨学金は、毎年度ごと支給することとし、次条第2項に掲げる書類の提出及び第7条に規定する支給の決定があった場合又は次条第3項に規定する場合は、奨学金の支給を継続することができる。

3 奨学金は、毎年度6月末までに初回分を支給し、初回分の支給以降は毎月支給する。ただし、初回分の支給に当たっては、大学等の入学月に遡って複数月分を支給することができる。

(奨学金の申請手続)

第6条 奨学金の支給を新たに受けようとする者は、次に掲げる書類を市長が指定する日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 奨学金支給申請書（様式第1）

- (2) 推薦書（様式第2）
- (3) 成績証明書
- (4) 家庭状況調書（様式第3）
- (5) その世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入に関する証明書
- (6) 世帯全員の住民票の写し

2 奨学金の支給を継続して受けようとする者は、次に掲げる書類を市長が指定する日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 奨学金支給申請書（様式第1）
- (2) 大学等の在籍証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 家庭状況調書（様式第3）
- (5) 生計維持者の収入に関する証明書
- (6) 世帯全員の住民票の写し

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事情があると認めた場合は、前2項の規定により指定する日から6か月を限度として提出期限の延長を認めることができる。この場合において、初回分の支給については、前条第3項の規定にかかわらず、次条の決定の日から1か月以内に支給するものとする。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、豊橋市奨学金審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞き、支給の可否を決定し、奨学金支給決定通知書（様式第4）を奨学生に交付するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による継続の申請があったときは、その内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、奨学金支給決定通知書を奨学生に交付するものとする。

（支給決定後に提出する書類）

第8条 奨学生に新たに認定された者は、次に掲げる書類を市長が指定する日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 高校等の卒業証明書
- (2) 大学等の在籍証明書
- (3) 誓約書（様式第5）

（異動の届出）

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに異動届（様式第6）を市長へ提出しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき。
- (2) 本人又は生計維持者が氏名又は住所を変更したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、重要な事項に異動があったとき。

(支給の停止)

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の支給を停止するものとする。

(1) 奨学生がやむを得ない事情により休学したとき

(2) 第3条第1号に規定する要件を欠いたとき。

(支給の廃止)

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の支給を廃止するものとする。

(1) 第3条第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠いたとき。

(2) 奨学金を必要としなくなったとき。

(3) 正当な理由なく休学したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、奨学金の支給を受けたとき。

(5) その他奨学生として適当でなくなったとき。

(奨学金の停止等の決定)

第12条 市長は、第10条に規定する奨学金の支給の停止又は前条に規定する奨学金の廃止を行ったときは、奨学金支給停止・廃止通知書(様式第7)を奨学生に交付するものとする。

(奨学金の返還)

第13条 市長は、奨学生が奨学金の廃止を決定された場合は、当該年度に支給された奨学金について、奨学生に対して市長が指定する期日及び方法により返還を求めるものとする。

2 市長は、第11条第4号の規定により廃止の決定を受けた奨学生に対して、既に奨学金として支給を受けた金額の全額を、直ちに返還するよう求めるものとする。

(審査会)

第14条 第7条の規定により、奨学金支給の可否に関する意見を聴くために、豊橋市附属機関設置条例(令和6年豊橋市条例第3号)第4条の規定に基づき、審査会を設置する。

(審査会の組織)

第15条 審査会は、市長の委嘱する委員若干名をもって組織し、委員長は教育長の職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(審査会の招集及び定足数)

第16条 審査会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長

が指定する委員がその職務を代行する。

- 3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。ただし、次条第2項の規定による除斥のために半数に達しないときは、この限りではない。

(議事及び表決)

第17条 審査会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 委員は、審査の対象となる奨学生又はその生計維持者が、委員の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族をいう。)その他委員と利害関係のある者である場合は、その議事に参加することができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の豊橋市未来応援奨学金交付要綱(以下新要綱という。)

第4条の規定は、施行後に第7条第1項による奨学金支給の決定を受けた者について適用し、施行前に同項による奨学金支給の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(委員の任期)

2 令和6年4月1日から委嘱される委員の任期は、第15条第2項の規定にかかわらず、令和6年6月30日までとする。